

委員会の継続について

- ① 導入にあたっては、指定管理者指定期間（協定締結期間）中であることから、利用料金制度の導入の適否については、個々の施設ごとに、所管課において指定管理者の同意を得ながら、変更協定締結の方向で調整する必要がある。
- ② 利用料金のほか、公募・非公募について、新たに指定管理者制度を導入する施設についての議論を深める必要がある。
- ③ 指定管理者制度導入のための指針策定から10年以上が経過し、上記の内容を踏まえて、改定を図っていく必要がある。



宇治市公共施設運営検討委員会スケジュール（案）のとおり継続して意見  
いただくようお願いしたい。

（今後の議論）

- ・ 公募非公募に向けた整理
- ・ 直営施設における管理運営形態の考え方
- ・ 次回選考に向けた意見まとめ
- ・ 指定管理者制度導入のための指針の改定検討